

22/7/1 名古屋市会経済水道委員会

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長：ただいまから経済水道委員会を開会をいたします。本日は付議議案に対する意思決定を行います。それでは、第84号議案関係分始め、6件を一括議題に供し、まず各派の意向表明をお願いをいたします。

自民党：84号議案に関して、以下の要望を付して、原案に賛成します。

ウクライナ避難民支援については中長期的な支援を見据え、寄付の受付について広く周知するとともに、避難民の希望も踏まえ、市役所における雇用についても検討すること。その他の議案についても、原案に賛成いたします。

民主党：以下の要望して原案に賛成をいたします。

観光文化交流局関係 ウクライナ情勢の長期化が懸念されることから、避難民の方々が名古屋で安心して暮らすことができるよう、状況に応じて個別のニーズを把握し、必要な支援を継続すること。以上です。

減税日本：以下の要望をして全ての議案に賛成します。

観光文化交流局関連 あいちトリエンナーレ2019負担金訴訟において本市の立場をしっかりと主張される要望します。以上です。

公明党：原案に賛成します。

共産党：順次申し上げます。

84号議案、一般会計補正予算 要望を付して賛成します。経済局、中小企業事業展開支援への要望 新たな事業展開を推進する場合、特に5人以下の小規模事業者に対して、事業再構築に取り組む展望を示しながら支援すること。

77号議案、契約の一部変更、これは名古屋城の関係です。

反対 理由 名古屋城天守閣木造復元については、基本協定書の木造天守閣完成期限2022年12月31日を市は断念し、技術提案交渉方式による契約の必要性もなくなったことから、事業を中止すべきである。にもかかわらず、基本協定書を覚書で変更し、さらに債務負担行為まで変更して、工期を2024年3月31日までとするとは認められない。

特に工期を『暫定的』という表示は、過去に事例がなく、このような工期変更は認められない。

承認案件の3号の訴えの提起に関する専決処分について 承認に反対 理由1 控訴の理由は、展示物に対する市長の個人的評価を含むものであり、文化芸術基本法にある表現の自由の重要性、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性を尊重しておらず、控訴すべきでない。

2点目、控訴期限まで10日もあり、十分議会で審議が可能であったにも関わらず、ましてや強制執行停止を理由とする専決処分は認められない。その他原案賛成。

委員長：それでは、これより採決を行います。

採決は第77号議案および承認第3号の2件とその他の4件との2度に分けて行います。

初めに、第77号議案および承認第3号の2件について、起立により採決いたします。

第77号議案は原案通り可決すべきものと承認第3号は承認すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、第77号議案は原案通り可決すべきものと、承認第3号は承認すべきものと決しました。

次に、その他の4件についてお諮りいたします各案は、いずれも原案通り可決すべきものと決しまして、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。

よって、各案は、いずれも原案通り可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告文の作成につきましては、正副委員長一任の扱いでよろしいでしょうか。はいそれではさよう取り扱わせていただきます。

この場合、当局から発言を求められておりますので、お許しをいたします。

西野経済局長：着座のまま失礼いたします。

お許しいただきましたので、2局を代表いたしましてご挨拶申し上げます。

当委員会で付議されました議案につきましては、慎重かつ熱心なご審議をいただき、本日もご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後につきましては、ご審議の中でちょうだいいたしました貴重なご意見、ご要望にも十分に留意いたしまして、万全の努力をいた所存でございます。

今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長：資料を配付してください。

次に、閉会中の所管事務調査についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長において協議をいたしました結果、お手元に配付の事項につきまして、議長に対し、それぞれ閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

本日の予定は以上であります。

これにて本日の委員会を散会をいたします。